

慶弔規程

本協会の役員、顧問、参与、評議員、事務局職員及び加盟団体長の慶弔金の額は、次のとおりとする。

（役員、顧問、参与、評議員、加盟団体長）

死亡の場合	本人	10,000 円
病気の場合	本人（2 週間以上入院加療したとき）	10,000 円

（事務局職員）

婚姻の場合	本人	10,000 円
出産の場合	本人及び配偶者	10,000 円
死亡の場合	本人	20,000 円
病気の場合	本人（2 週間以上入院加療したとき）	10,000 円

（雑則）

この規程以外または規定額以上の支出については、理事長が決定し支出できるものとする。
この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
（平成 24 年 3 月 21 日理事会議決）